

# 九州地方火山情報アドバイザー一会議

令和7年7月16日（水）10時00分～12時00分

## 議事次第

### 開会

### 議事

- ・霧島山（新燃岳）の活動状況等について
- ・霧島山（新燃岳）の情報発表等について
- ・その他

### 閉会

### 会議資料

- ・議事次第
- ・出席者名簿
- ・火山情報アドバイザー一会議開催要領
- ・資料 1-1 気象庁資料
- ・資料 1-2 産業技術総合研究所資料
- ・資料 1-3 防災科学技術研究所資料
- ・資料 2 霧島山（新燃岳）の火山情報について
- ・資料 3 霧島山（新燃岳）の監視と機動観測について
- ・参考-1 霧島山（新燃岳）の噴火シナリオ
- ・参考-2 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル及び判定基準

## 出席者名簿

### ●火山情報アドバイザー会議委員（6名）

（九州地方）

大倉 敬宏 京都大学 大学院理学研究科 教授

為栗 健 京都大学 防災研究所 准教授

中道 治久 京都大学 防災研究所 教授

（各地方共通）

石塚 吉浩 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門  
研究部門長

上田 英樹 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 巨大地変災害研究領域  
地震津波火山観測研究センター 火山観測管理室長

宗包 浩志 国土地理院 地理地殻活動研究センター 地殻変動研究室長

（五十音順）

### ●気象庁参与（2名）

鍵山 恒臣 京都大学 名誉教授

篠原 宏志 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

活断層・火山研究部門 招聘研究員

（五十音順）

### ●気象庁出席者

気象庁地震火山部

地震火山部長 加藤 孝志

管理課長 菅野 智之

火山対策企画官 相澤 幸治

火山監視課長 平 祐太郎

火山活動評価解析官 碓井 勇二

福岡管区气象台

火山対策調整官 福満 修一郎

地域火山監視・警報センター所長 小窪 則夫

火山活動評価官 中橋 正樹

鹿児島地方气象台

地震津波火山防災情報調整官 安藤 忍

## 火山情報アドバイザー会議開催要領

(目的及び任務)

第1条 火山情報アドバイザー会議（以下「会議」という。）は、気象業務法（昭和27年法律第165号。以下「法」という。）第11条の定めにより発表する火山現象の観測の成果等、法第13条及び法第13条の2の定めにより行う火山現象の予報、警報及び特別警報並びに法36条の定めにより発表する火山現象に関する刊行物等（以下「火山情報等」と総称する。）の内容及び運用等の高度化を推進し、噴火災害を軽減することを目的として、科学的知見に基づいて、火山活動について検討を行い、火山情報等の質の向上に資する助言を行うとともに、事後の検証等を実施して火山情報等の発表に関する業務の改善に資する助言を行うことを任務とする。

(会議の開催単位等)

第2条 会議は、気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）に定める火山情報等の府県予報区を担当する気象官署（以下「担当官署」という。）ごとに開催する。

2 下表の左欄に掲げる担当官署が発表する火山情報等に係る会議については、下表の右欄に掲げる名称を用いるものとする。

担当官署	会議の名称
札幌管区気象台	北海道地方火山情報アドバイザー会議
仙台管区気象台	東北地方火山情報アドバイザー会議
気象庁本庁	関東・中部地方火山情報アドバイザー会議
福岡管区気象台	九州地方火山情報アドバイザー会議
福岡管区気象台及び鹿児島地方気象台	

3 前項に掲げるものの他に開催する会議の名称については、都度別途定める。

4 会議は、合同で開催することができる。合同で開催する会議の名称については、都度別途定める。

(構成)

第3条 会議は、前条第1項で定める開催単位ごとに常時委員を置くものとする。

2 個別の火山に特化した検討その他特別な事項の検討に必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委嘱等)

第4条 常時委員及び専門委員（以下「委員」という。）は、学識経験者のうちから、地震

火山部長が委嘱するものとする。

- 2 委員の任期は、原則として2年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 会議における検討に必要があるときは、委員以外の学識経験者等に出席を求めることができる。

#### (開催)

第5条 会議は、担当官署の求めに応じ、定例又は臨時に地震火山部長が開催するものとする。

- 2 担当官署は、会議の開催にあたり開催方式（合同開催、単独開催）等について予め地震火山部火山監視課と協議を行うものとする。
- 3 担当官署は、火山情報等の発表の検討に必要があるときは、臨時の会議の開催について地震火山部火山監視課と協議を行うものとする。この場合において、開催判断等について、委員に意見を求めることができる。
- 4 会議は、書面により開催することができる。

#### (会議の運営)

第6条 会議の運営に関する事務その他の事務は、地震火山部火山監視課及び担当官署が処理するものとする。

- 2 会議の運営にあたっては、担当官署において司会を行うことを基本とする。ただし、会議を合同で開催する場合は、地震火山部火山監視課において行うことができる。

#### (細目事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、地震火山部火山監視課長が定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年11月28日から実施する。